



【地方公務員法等共済組合法の適用拡大】

短時間勤務の**非常勤職員**が 共済組合に加入します

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、下図のとおり、令和4年10月1日より被用者保険の適用要件を満たす非常勤職員に対して、共済組合の組合員として短期給付（医療保険）および福祉事業を適用するための改正が行われます。

地方公務員法等共済組合法の適用拡大（イメージ）



現行制度では、組合員は「常勤職員（常勤並みに働く非常勤職員を含む。）」に限られており、組合員に対して、短期給付・長期給付・福祉事業が適用されています。

法改正後は、「一定の要件を満たす非常勤職員」についても組合員になるものとして、短期給付・福祉事業が適用されることとなります。